

豊田市農業委員会議事録

令和6年6月27日、豊田市農業委員長は、令和6年6月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第39号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第42号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第43号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
(本人取下げのため上程せず)
- 議案第44号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第45号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第46号 農用地利用集積計画の決定について

報告

耕作放棄地の農地、非農地の判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (18名)

1番 鈴木 喜一郎	2番 築山 正樹	3番 中川 豊
4番 中根 敏明	5番 深津 峰男	6番 近藤 和人
7番 杉浦 俊雄	8番 石川 文志	9番 梅村 逸次
10番 水嶋 広	11番 水野 省治	12番 伊藤 喜代司
13番 梅村 貢司	14番 中島 匡代	15番 加知 満
16番 伊藤 政和	17番 倉地 雅博	18番 林 如実
19番 杉田 雅子		

<欠席委員> (1名)

19番 杉田 雅子

<事務局説明員>

事務局長 小木曾哲也	副主幹 山岡 雅史	担当長 杉本 一浩
主査 神谷 一平	主査 井上 貴道	主査 大河原美世
担当長 加藤 和紘		

(開会 午後2時00分)

議長：ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。出席状況について事務局より説明を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、19番 杉田 雅子委員、1名です。委員の半数以上の出席以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

5番 深津 峰男委員、6番 近藤 和人委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第43号を除く、第39号から第46号までの審議案件7件と、その他の報告案件5件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和6年議案第39号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第39号「農地法第3条の規定による許可について」、詳細をお手元にある議案をご覧ください。

45番 高原町の件。

担当推進委員の末継委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

46番 手呂町の件。

担当推進委員の木村委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

47番 平井町の件。

担当推進委員の木村委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

48番 上丘町の件。

担当推進委員の酒井委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

49番 大洞町の件。

担当推進委員の池野委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

以上読み上げました議案につきましては、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見もないようですので、採決をいたします。

議案第39号で上程されました5件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。

挙手多数と認めます。

よって、議案第39号は承認決定されました。

令和6年議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和5年議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

13番 司町の件、貸駐車場です。

農地区分は第3種農地です。

判断基準は、おおむね300m以内に上挙母駅が存在する区域です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、14番 若林東町の件、貸駐車場です。

農地区分は第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるもの除き、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、昭和63年頃から貸駐車場として許可申請をせずに使用していたものを、今回の申請で是正するものです。

お願いします。

近藤委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第40号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。

挙手多数と認めます。

よって、議案第40号は、適当である旨、承認されました。

令和6年議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

137番 司町の件、駐車場です。

農地区分は第2種農地です。

判断基準は、新上挙母駅からおおむね1km以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで、転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、平成31年1月から駐車場として許可申請せずに使用していたものを、今回の申請で是正するものです。

続きまして、138番 本地町の件、自己用住宅です。

農地区分は第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、139番 広路町の件、分家住宅です。

農地区分は第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、令和3年12月から従業員駐車場として許可申請をせずに貸借していたものを、今回住宅に転用申請することで是正するものです。

続きまして、140番 瑞穂町の件、診療所（小児科）です。

農地区分は第2種農地です。

判断基準は、豊田市役所からおおむね1km以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、141番 若草町の件、店舗です。

農地区分は第2種農地です。

判断基準は、愛環梅坪駅からおおむね1km以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超えている区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員：5件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、142番 畝部東町の件、分家住宅です。農地区分は第1種農地です。判断基準は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地です。許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

中川委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、143番 大林町の件、分家住宅です。

農地区分は第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、144番 竹町の件、住宅敷地増（駐車場）です。

農地区分は第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、令和5年8月から駐車場として許可申請をせずに整備してしまったものを、今回の申請で是正するものです。

続きまして、145番 広田町の件、分家住宅です。

農地区分は第2種農地です。

判断基準は、竹村駅からおおむね1km以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるのを除き、許可できるに該当します。

続きまして、146番 若林東町の件、店舗（コンビニエンスストア）です。

農地区分は第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域でおおむね10ha未満であるものです。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、昭和36年から昭和40年頃に資材置場として許可申請をせずに使用していたものを、今回の店舗に転用申請することで是正するものです。

続きまして、147番 若林東町の件、自動車置場です。

農地区分は第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき、許可できるに該当します。
お願いします。

近藤委員：5件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、148番 駒場町の件、住宅敷地増（駐車場）です。
農地区分は第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地
です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。
お願いします。

石川委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、149番 花本町の件、分家住宅です。
農地区分は第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地
です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、150番 花本町の件、分家住宅です。
農地区分は第2種農地です。

判断基準は、平戸橋駅からおおむね500m以内にある農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第2種農地等を利用することで転用事業の
目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、151番 花本町の件、分家住宅です。
農地区分は第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地
です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、152番 高町の件、自己用住宅です。
農地区分は第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地
です。

許可基準は第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、153番 西広瀬町の件、自己用住宅です。
農地区分は第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、同基準
については、「その他第2種農地」と読ませさせていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の
目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、154番 西広瀬町の件、自己用住宅です。
農地区分は第2種農地です。

判断基準はその他第2種農地です。許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、155番 西広瀬町の件、自己用住宅です。

農地区分は第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員：申請番号149から155の7件、異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、156番 保見町の件、分家住宅です。

農地区分は第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、157番 保見町の件、分家住宅です。

農地区分は第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域でおおむね10ha未満である農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水嶋委員：両案件とも問題ございません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、158番 下室町の件、残土処分場（一時転用）です。

農地区分は農用地区域内農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、159番 東広瀬町の件、分家住宅です。

農地区分は第2種農地です。

判断基準はその他第2種農地です。許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、160番 勘八町の件、自己用住宅です。

農地区分は第2種農地です。

判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の

目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、161番 勘八町の件、自己用住宅です。

農地区分は第2種農地です。

判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、162番 勘八町の件、駐車場です。

農地区分は第2種農地です。

判断基準はその他第2種農地です。許可基準は第2種農地で、

周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、163番 勘八町の件、自己用住宅です。

農地区分は第2種農地です。

判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、164番 中金町の件、自己用住宅です。

農地区分は第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員：7件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、165番 岩倉町の件、分家住宅です。

農地区分は第2種農地です。

判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（喜）委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、166番 深見町の件、農業用倉庫・駐車場（用途区分変更）です。

農地区分は農用地区域内農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農用地利用計画で指定された用途に供するものに該当します。

お願いします。

梅村（貢）委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議 長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見もないようですので、採決をいたします。
議案第41号で上程されました30件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第41号は、適当である旨、承認されました。
令和6年議案第42号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第42号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。
7番 竹町の件、変更内容は事業者変更、事業目的変更及び事業区域変更です。

本件は、令和5年7月28日付で第5条の転用許可を資材置場で得ました。許可後、所有権移転まで済ませましたが、事業者が倒産したため事業が止まっていた。その後、隣接地に住宅を建築した際、当初の事業区域の一部を駐車場として整備してしまいました。そのため、今回事業者変更、事業目的変更及び事業区域変更を内容とした事業計画変更承認願が提出されたものになります。

なお、既に駐車場の整備がされてしまっているため、同時に始末書を添付して農地転用許可申請がされております。

お願いします。

近藤委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

以上です。

議 長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第42号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

ます。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第42号は、適当である旨、承認されました。

令和6年議案第44号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第44号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。
8番 栄町の件。

担当推進委員の末継委員から証明について問題ない旨ご意見をいただいております。

以上です。

議 長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第44号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第44号は、承認決定されました。

令和6年議案第45号「農業振興地域整備計画の変更について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：令和6年議案第45号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により、農業委員会の意見を求めます。

15ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外についてです。

18番 扶桑町の件、分家住宅です。

ご意見ををお願いします。

築山委員：特に問題はございません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、19番 畝部西町の件、駐車場（住居用）です。

ご意見ををお願いします。

中川委員：問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、20番 和会町の件、喫茶店です。
ご意見をお願いします。

中根委員：問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、21番 鴛鴨町の件、分家住宅です。

続きまして、22番 渡刈町の件、駐車場（運送業）です。
ご意見をお願いします。

深津委員：2件とも問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、23番 西田町の件、駐車場（工場）です。

続きまして、24番 若林東町の件、分家住宅です。
ご意見をお願いします。

近藤委員：2件とも問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、25番 大島町の件、分家住宅です。

続きまして、26番 本町の件、事務所（流通業務施設）です。
ご意見をお願いします。

杉浦委員：2件とも問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、27番 越戸町の件、敷地増し（住宅）です。

続きまして、28番 舞木町の件、分家住宅です。

続きまして、29番 御船町の件、分家住宅です。
ご意見をお願いします。

梅村（逸）委員：3件とも意見ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、30番 小峯町の件、敷地増し（作業棟）です。
ご意見をお願いします。

水野委員：問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、31番 新盛町の件、自己用住宅です。

ご意見をお願いします。

伊藤（政）委員：問題ありません。

農政企画課：以上です。

議長：農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第45号で上程されました14件について、賛成の委員は挙手をお願い

します。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第45号は、承認決定されました。

令和6年議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」、事務局の説明を求めます。

農政企画課：令和6年議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回ご審議いただくのは、利用権設定のうち、令和6年7月1日から賃借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙議案第46号資料①は利用権の総括表になります。議案第46号資料②は1筆ごとの情報を全件示すものです。ここでは、別紙議案第46号資料①の総括表でご説明させていただきます。

3総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和6年7月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり42筆3万2,098㎡の利用権を設定するものです。

以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第46号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第46号は、承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議案19ページ及び別紙配布資料4ページ及び5ページをご覧ください。

報告「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」です。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案20ページをご覧ください。

報告「農地法第18条第6項の規定による通知書受理書について」

55番瑞穂町の案件から、21ページをご覧ください。61番駒新町の案件までの7件について、いずれも賃貸借件の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案22ページをご覧ください。

報告「農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について」

1番及び2番の蘭町の案件について、いずれも2a未満の農業用倉庫につき、適用除外として既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案23ページをご覧ください。

報告「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」

39番浄水町の自己用住宅の案件から、25ページをご覧ください。50番浄水町の駐車場までの12件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案26ページをご覧ください。

報告「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について」

77番小坂町の自己用住宅の案件から、30ページをご覧ください。96番平戸橋町の倉庫付駐車場の案件までの20件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後2時28分)

議事録署名者
